

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	滞納管理情報ファイル	
実施機関の名称	松江市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部税務管理課	
個人情報ファイルの利用目的	市税の納付状況、折衝記録、滞納処分の管理のために利用する。	
記録項目	1 宛名コード、2 世帯番号、3 氏名、4 住所、5 生年月日、6 性別、7 住民区分、8 連絡先、9 勤務先、10 分類、11 科目、12 賦課年、13 課税年、14 調定額、15 納期未到来、16 滞納額、17 督促手数料、18 延滞金、19 滞納合計額、20 総合、21 世帯関連、22 送付先、23 口座、24 戸籍、25 訪問、26 グループ、27 生保、28 証、29 経過記録、30 未納・収納管理、31 時効、32 賦課根拠、33 緩和措置、34 調査・財産、35 滞納処分、36 法的措置、37 催告、38 承継	
記録範囲	納付すべき税を有する者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳、法令等に基づく調査、関係機関等により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	保険年金課、介護保険課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 松江市総務部総務課	
	(所在地) 〒690-8540 松江市末次町 86 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備 考	—	